

恵庭市排水設備指定工事店に関する規程の改正について

1. 改正内容

排水設備等の新設等の工事は、恵庭市公共下水道条例第 7 条で「管理者が指定した排水設備指定店（以下「指定工事店」という。）でなければ、これを行ってはならない。」と規定されており、恵庭市では、この指定工事店について必要な事項を「恵庭市排水設備指定工事店に関する規程」に定め、指定工事店の指定を受けようとするものの要件の一つとして、「恵庭市指定給水装置工事事業者の指定を受けていること」を要件としています。

この「指定給水装置工事事業者の指定を受けていること」を要件にした背景として、水洗化の始まった当時は、給水工事と排水工事を同時に施工することが多かったため、同一業者による施工を意識し、業者選択に係る市民負担軽減への配慮から措置したものでしたが、現在では水洗化が進み、排水設備等の新設等の工事においては、必ずしも給水工事を同時に施工する必要性はなくなっています。

このことから、現規程に定める「恵庭市指定給水装置工事事業者の指定を受けていること」に係る文言を削除し、指定工事店の要件を緩和し実態との整合を図るため、改正するものです。

改正部分

第 4 条第 1 項

排水設備指定店の指定要件（現行）

- 1.北海道内において営業に適する店舗を有していること。
- 2.恵庭市指定給水装置工事事業者に関する規程第 5 条に定める恵庭市指定給水装置工事事業者の指定を受けていること。 ⇒ 削除**
- 3.第 11 条第 3 項に規定する責任技術者が 1 名以上専属していること。
- 4.工事に必要な機械器具を常時備えていること。
- 5.前各号に定めるもののほか、管理者が特に必要と認める要件を備えていること。

排水設備指定店の指定要件（改正案）

- 1.北海道内において営業に適する店舗を有していること。
- 2.第 11 条第 3 項に規定する責任技術者が 1 名以上専属していること。
- 3.工事に必要な機械器具を常時備えていること。
- 4.前各号に定めるもののほか、管理者が特に必要と認める要件を備えていること。

改正部分

第4条第2項

排水設備指定店の指定申請書添付資料（現行）

1. 前項第2号に定める恵庭市指定給水装置工事事業者証の写し ⇒ 削除
2. 所有機器調書
3. 責任技術者の名簿
4. 工事経歴書
5. 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認める書類

排水設備指定店の指定申請書添付資料（改正案）

1. 所有機器調書
2. 責任技術者の名簿
3. 工事経歴書
4. 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認める書類

恵庭市排水設備指定工事店に関する規程(平成25年4月1日公営企業訓令第6号)の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（指定の申請）</p> <p>第4条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>恵庭市指定給水装置工事事業者に関する規程(平成10年水道訓令第1号)第5条に定める恵庭市指定給水装置工事事業者の指定を受けていること。</u></p> <p>(3) <u>第11条第3項に規定する責任技術者が1名以上専属していること。</u></p> <p>(4) <u>工事に必要な機械器具を常時備えていること。</u></p> <p>(5) <u>前各号に定めるもののほか、管理者が特に必要と認める要件を備えていること。</u></p> <p>2（略）</p> <p>(1) <u>前項第2号に定める恵庭市指定給水装置工事事業者証の写し</u></p> <p>(2) 所有機器調書</p> <p>(3) 責任技術者の名簿</p> <p>(4) 工事経歴書</p> <p>(5) 全各号に掲げるもののほか、管理者が特に</p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（指定の申請）</p> <p>第4条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>第11条第3項に規定する責任技術者が1名以上専属していること。</u></p> <p>(3) <u>工事に必要な機械器具を常時備えていること。</u></p> <p>(4) <u>前各号に定めるもののほか、管理者が特に必要と認める要件を備えていること。</u></p> <p>2（略）</p> <p>(1) 所有機器調書</p> <p>(2) 責任技術者の名簿</p> <p>(3) 工事経歴書</p> <p>(4) 全各号に掲げるもののほか、管理者が特に</p>

現行	改正案																				
<p>必要と認める書類</p> <p>(指定の有効期間等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 指定工事店は、継続指定することができる。ただし、継続指定を受けようとするものは、指定の満了日までに工事店申請書に前条第2項第1号から第3号まで及び第5号に規定する書類を添えて管理者に提出しなければならない。</p> <p>第6条～第24条 (略)</p> <p>様式第1号(第4条関係)</p> <div data-bbox="252 891 823 1713" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">排水設備指定工事店（継続）指定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>恵庭市公営企業 恵庭市長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏 名</p> <p>恵庭市排水設備指定工事店として（継続）指定願いたいので、恵庭市排水設備指定工事店に関する規程第4条（第5条）の規定により関係書類を添えて申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">店舗の所在地</td> <td style="width: 20%;">(〒 -)</td> </tr> <tr> <td>店舗の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代表者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定給水装置工事事業者登録番号</td> <td style="text-align: right;">第 号</td> </tr> </table> <p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 恵庭市指定給水装置工事事業者証の写し 2 所有機器調書 3 責任技術者名簿 4 工事経歴書 5 法人の場合については登記事項証明書等（登記簿謄・抄本）原本 </div> <p>様式第2号～様式第9号 (略)</p>	店舗の所在地	(〒 -)	店舗の名称		代表者名		電話番号		指定給水装置工事事業者登録番号	第 号	<p>必要と認める書類</p> <p>(指定の有効期間等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 指定工事店は、継続指定することができる。ただし、継続指定を受けようとするものは、指定の満了日までに工事店申請書に前条第2項第1号から第2号まで及び第4号に規定する書類を添えて管理者に提出しなければならない。</p> <p>第6条～第24条 (略)</p> <p>様式第1号(第4条関係)</p> <div data-bbox="863 891 1434 1713" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">排水設備指定工事店（継続）指定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>恵庭市公営企業 恵庭市長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏 名</p> <p>恵庭市排水設備指定工事店として（継続）指定願いたいので、恵庭市排水設備指定工事店に関する規程第4条（第5条）の規定により関係書類を添えて申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">店舗の所在地</td> <td style="width: 20%;">(〒 -)</td> </tr> <tr> <td>店舗の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代表者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定給水装置工事事業者登録番号</td> <td style="text-align: right;">第 号</td> </tr> </table> <p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 所有機器調書 2 責任技術者名簿 3 工事経歴書 4 法人の場合については登記事項証明書等（登記簿謄・抄本）原本 </div> <p>様式第2号～様式第9号 (略)</p>	店舗の所在地	(〒 -)	店舗の名称		代表者名		電話番号		指定給水装置工事事業者登録番号	第 号
店舗の所在地	(〒 -)																				
店舗の名称																					
代表者名																					
電話番号																					
指定給水装置工事事業者登録番号	第 号																				
店舗の所在地	(〒 -)																				
店舗の名称																					
代表者名																					
電話番号																					
指定給水装置工事事業者登録番号	第 号																				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

2. 今後のスケジュール

令和6年 3月21日（今回） 恵庭市公営企業経営審議会 報告
 令和6年 4月 1日 改正規程の適用予定